

○防衛省令第十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第八十七条の三十第四号の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

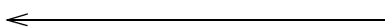
令和元年十二月二十六日

防衛大臣 河野 太郎

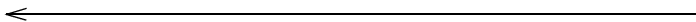
自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)</p> <p>第六十五条の十四 令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。</p>	<p>(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)</p> <p>第六十五条の十四 令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。</p>



附 則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。